

債権の譲渡の対抗要件 宅建 H15-08-1 <<#578>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bに対して貸付金債権を有しており、Aはこの貸付金債権をCに対して譲渡した。Bが債権譲渡を承諾しない場合、CがBに対して債権譲渡を通知するだけでは、CはBに対して自分が債権者であることを主張することができない。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 債権の譲渡の対抗要件【宅建 差がつく】

債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。（民法 467 条 1 項）